

平成 30 年度 鹿屋市高校生アイデアコンテスト

～高校生が考える鹿屋市の未来への架け橋～ 募集要項

1 目 的

少子高齢化の進展などにより地域を取り巻く環境は複雑化しており、地域資源（農林水産物、文化、自然など）を最大限に活用し、社会変化に対応しながら創意工夫を重ね、将来にわたって活力ある鹿屋市を維持していくことが求められている。

このような中、「鹿屋市高校生アイデアコンテスト」を実施することにより、高校生が積極的に市政やまちづくりに関わることができる環境をつくり、高校生が持つ知識や情報、発想の柔軟性や創造力を活かして、若者の市政への積極的な参加を促進することを目的とする。

また、参加者をはじめとする多くの次世代を担う若者が、市政への関心や地域社会への愛着、まちづくりへの興味を持つようになることで、将来の鹿屋市を支えていく担い手の育成につなげることを目的とする。

2 応募要件

- (1) 市内の高校に通う高校生 2 名以上のグループであること。
- (2) コンテストへの応募について、在籍する学校の承認を得ること。
- (3) 応募作品はオリジナルのものであり、他のコンテスト等で未発表のものであること。

(ただし、自ら発案し、他のコンテスト等に応募した作品については、アイデア等を追加すれば応募可能とします。)

※ 他のコンテスト等に応募した作品にアイデアを追加して応募する場合は、応募したコンテストの名称とアイデアの内容が分かる資料をエントリーシートとあわせて提出してください。

3 募集テーマ

若者ならではの自由な発想や創造力を活かし、以下の(1)～(4)の目標を達成するためのアイデアを、実現可能で具体的な取り組みとして提案してください。

(達成する目標は1つでも複数でも構いません。)

※アイデアの提案にあたっては、問題点の把握や解決策の提案に必要なデータや情報を収集し、提案の内容は、収集したデータ等の分析結果に基づく内容とするよう努めてください。

◆鹿屋市における地方創生の実現に向けた4つの目標◆

- (1) やってみたい仕事ができるまちへ
- (2) いつでも訪れやすいまちへ
- (3) 子育てしやすいまちへ
- (4) 未来へつながる住みよいまちへ

【提案するアイデアの例】

働く場を〇〇で創出！
〇〇で地域への観光客を増加！
施設に〇〇を導入し、生活をよりよいものに！
〇〇イベントでまちの賑わいを復活！ など

4 応募方法

- (1) 所定のエントリーシート（別紙様式第1号）を作成し、コンテスト事務局（鹿屋市政策推進課）までメールまたは郵送により提出してください。
※ メールにより提出する場合は、表題を「鹿屋市高校生アイデアコンテスト 2018 申込(〇〇高校)」として、鹿屋市政策推進課のメールアドレス(seisaku@e-kanoya.net) に送信してください。（送信後、「メールを送信した旨」電話連絡をお願いします。）
- (2) 提出先・問い合わせ先
【鹿屋市高校生アイデアコンテスト事務局】

鹿屋市市長公室 政策推進課内（担当：園畠、壱崎）
住 所：〒893-8501
鹿屋市共栄町 20 番 1 号
電 話：0994-31-1125（直通） FAX：0994-42-2001
メール：seisaku@e-kanoya.net または seisaku@city.kanoya.lg.jp

- (3) 募集期間
平成30年7月20日（金）～10月25日（木）※17時必着
- (4) 留意事項
提出物は返却しませんので、必要な場合は事前にコピー等をお取りください。

5 最終発表会

- (1) 概 要
コンテスト事務局において、エントリーシートの内容を審査し、最終発表会への出場チームを決定します。（結果は、最終発表会出場チームの代表者に文書等により通知します。）
最終発表会はコンテスト方式で行い、最優秀賞、優秀賞等を決定します。
- (2) 日程・場所
日 程：平成31年1月下旬（予定）※土・日・祝日実施予定
場 所：鹿屋市内
※日程は変更となる場合があります。
- (3) 表 彰
最優秀賞、優秀賞等の受賞チームには、賞品を贈呈します。
- (4) 注意事項
 - ① 最終発表会への出場チームには、Power Point 形式で資料（提案書）を作成の上、プレゼン形式（7分程度を予定）でアイデアを提案していただきます。
 - ② 最終発表会の提案書については、コンテスト事務局への事前提出をお願いします。（詳細は、審査結果の通知後、各チームの代表者にお知らせします。）

6 注意事項

- (1) 提出された書類は原則として返却しません。
- (2) 審査結果に至った経過及び内容については公表しません。
- (3) 応募用紙に記載された個人情報、本コンテストに関連した目的の範囲内で使用します。
- (4) 応募作品の著作権等の知的財産権は当該作品の応募者に帰属しますが、他人の知的財産権を侵害しないよう十分に留意してください。
- (5) 応募作品に係る法的保護が必要な際には、事前に各自の責任で行ってください。
- (6) 所属部活動などの研究テーマに関連した内容又は所属先の教諭の指導を受けた作品を応募

- 募又はプレゼンテーションする場合は、あらかじめ当該指導教諭の了解を得てください。
- (7) 書類審査通過者の個人情報及び応募作品は事前了承を得た上で公表する場合があります。
 - (8) 応募及びプレゼンテーションは、日本語で行ってください。
 - (9) 本コンテストへの参加に要する一切の費用は、応募者の負担とします。
 - (10) 統計データ等を利用する場合は、必ず出典を記載してください。

7 審査基準

- (1) 的確性：地域の社会課題や市民ニーズに即しているか。
- (2) 発展性：地域の課題解決に向けたものか。地域の隠れた素材を発掘しているか。
- (3) 整合性：目的や趣旨が募集内容と合致しているか。
- (4) 独創性：発想にオリジナリティがあるか。
- (5) 実現性：内容は具体的で、実現に向けたスケジュール等は妥当か。
- (6) 公益性：実施した際に、公共性があるか。
- (7) 地域性：地域の理解が得られるか。また、地域の活性化に寄与するか。
- (8) 提案性：提案者の熱意や本市への想いが込められているか。

※ (1)・(3)・(4)等へデータや指標等を活用しているかがポイントとなります。

【問合せ先】

鹿屋市高校生アイデアコンテスト事務局
鹿屋市市長公室 政策推進課内（担当：園畠、壱崎）
住 所：〒893-8501 鹿屋市共栄町 20 番 1 号
電 話：0994-31-1125（直通）
F A X：0994-42-2001
メー ル：seisaku@e-kanoya.net